

## 京都議定書目標達成計画に基づく重量車の燃費改善について

### 地球環境局地球温暖化対策課

#### 1. 京都議定書目標達成計画における燃費基準の位置づけ

- 本年4月に閣議決定された同計画において、運輸部門の自動車部門における対策の中に「トップランナー基準適合車の拡大・普及」として、次の内容が位置づけられており、これに基づいて自動車の燃費に係るトップランナー基準の検討が進められている。

<京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定）（抄）>

#### 第2節 地球温暖化対策及び施策

##### 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

###### (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

① エネルギー起源二酸化炭素

ウ. 機器単位の対策・施策

б. 運輸部門

(a) 自動車部門

###### ○ トップランナー基準適合車の拡大・普及

1998年度から省エネルギー法に基づきトップランナー基準を導入しており、2003年度にLPGガス乗用自動車についても対象に追加する等順次対象を拡大している。その一環として、重量自動車（車両総重量2.5トン超の貨物自動車及び乗車定員11人以上の乗用自動車）についても、トップランナー基準の対象とする。

また、2010年度のガソリン乗用自動車のトップランナー基準については、主要な国内自動車製造事業者等による基準の前倒し達成に向けた積極的な取組及び自動車グリーン税制等の効果等により、2003年度時点で約8割（出荷ベース）のガソリン乗用自動車が既に達成している。

これを踏まえ、一層の燃費改善を図るため、今後の動向等を踏まえながら、2010年度以降の新たなガソリン乗用自動車のトップランナー基準を策定する。

#### 2. 自動車の燃費に係るトップランナー基準と排出ガス規制との関係

- 地球温暖化対策としては、上記のとおりトップランナー基準による燃費改善が重要な対策として位置づけられ、その推進が求められているが、一方でわが国の自動車排出ガス規制はすでに非常に高い水準にあり、燃費改善と排出ガス低減対策とが、技術によってはトレードオフの関係になることから、両者について十分な整合を図ることが重要となっている。
- このことを踏まえて、新長期目標以降の新たな排出ガス許容限度目標を設定した本年4月の中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第八次答申）」においては、両者の整合を図るべく次の内容が盛り込まれている。

<今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第八次答申）（平成17年4月8日中央環境審議会）（抄）>

## 5 今後の排出ガス低減対策

### 5.1 今後の検討課題

- ① ディーゼル自動車については、技術の進展の可能性、大気環境基準達成に向けた大気環境の改善状況、ディーゼル09年目標値によるその後の改善見通し等を見極めつつ、低燃費技術と排出ガス低減技術との両立に最大限配慮したうえで、必要に応じて新たな排出ガス許容限度目標の設定について検討する。その際、国、自動車製作業者、燃料生産者等がそれぞれ協力して排出ガス低減効果について研究を推進し、燃料・潤滑油品質の対策のあり方についても検討する。
- ② ガソリン・LPG自動車については、技術の進展の可能性、大気環境基準達成に向けた大気環境の改善状況等を見極めつつ、低燃費技術と排出ガス低減技術との両立に最大限配慮したうえで、必要に応じて新たな排出ガス許容限度目標の設定について検討する。

また、車両への給油時の燃料蒸発ガス対策については、炭化水素（以下「H C」という。）排出量全体に占める寄与度及び他の排出源に対するH C対策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて規制の導入について検討する。

## 3. 重量車のトップランナー基準の検討

- 自動車の燃費に係るトップランナー基準の検討の一環として、新たに基準の対象とすることとされた重量車についても、上記中央環境審議会第八次答申の趣旨を十分に踏まえ、「低燃費技術と排出ガス低減技術との両立に最大限配慮」しつつ検討を行うことが求められたところ。
- このことを踏まえ、経済産業省及び国土交通省では、合同の委員会として、総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会重量車判断基準小委員会・重量車燃費基準検討会を設置して検討を行い、パブリックコメントを経て、本年11月17日に別添のとおり取りまとめを行ったところ。
- この合同委員会の委員は、中央環境審議会大気環境部会の池上部会長を委員長をはじめ、大聖委員、松波委員、同部会自動車排出ガス専門委員会の野田委員も参画しており、例えば、重量車のトップランナー基準の目標年度については、ディーゼル車に対する09年排出ガス規制の導入を踏まえて、これを達成しつつ燃費改善に要する開発期間の確保を念頭に、2015年度に設定するなどの答申を踏まえた配慮が行われている。
- この重量車のトップランナー基準については、現在、WTO/TBT通報に基づく通報手続きが行われているところであり、来年3月には所要の政省令、告示の改正が行われ、来年4月1日から施行される予定。